

太陽光発電 地域が手掛ける理由

再生可能エネルギー事業成功には地域との積極的な情報共有

総合地球環境学研究所 増原直樹プロジェクト研究員

地域での再エネ普及には事業者と自治体・住民の積極的な情報共有が不可欠と総合地球環境学研究所の増原直樹プロジェクト研究員は語る。地域との協働を約束する企業を積極支援する自治体のほか、再生可能エネルギーによる発電事業を自治体が主体となり実施するケースも現れ、今後は発電事業主体や支援者、さらに電源選択ノウハウ提供といった電力消費者の立場で得た強みも活かすなど、電力小売自由化後をにらんだ自治体と電力の関わり方は様々な姿が考えられると氏は指摘する。

ーこれまで手掛けられてきた研究は？

増原：再エネ導入や温暖化対策を進める上での自治体条例や計画の作り方、活かし方、あるいは、再エネ導入を推進する上での国と自治体の関係について主に分析を行ってきた。

自治体がエネルギーシステムに関わる場合、第3セクターや企業局など公営企業による水力、風力など自前で設備を導入し自らエネルギーを生み出す「生産主体」、水道や役所の建物でエネルギーを使い省エネにも率先して取り組む「消費主体」、そして条例や計画を策定するなど自治体や国だけがなりうる「政策主体」の3つの側面を持つ。政策主体に着目すると、2000年代前半にエネルギー関連の条例が都道府県レベルで制定されたが、2012年以降は固定価格買取制度を前提とした新しいエネルギー条例が市レベルで多く制定されている。また、条例とは別に、1995年度から全国で1,400以上の自治体において、新エネルギーの賦存量や利用可能量、推進方針を含む報告書である新エネルギービジョンが策定された。

ただ、これは経済産業省の100%補助事業であったため、ビジョン策定の際、目的意識が希薄な自治体も見られた。また、数値目標を掲げる地域とそうでない地域もまちまちだった。条例の中でビジョンの位置づけを定め、再エネ導入を推進してきた自治体はあまり見られず、ビジョンを策定したことを多くの自治体職員や住民が知らないケースもあった。

自治体が再エネ事業を手掛ける目的意識については、昨年度手掛けた調査の結果、CO₂排出削減がもっとも重視されていた。今後はエネルギーセキュリティの観点が強くなる可能性もあるが、現状ではCO₂削減を最大の目標に掲げる地域は多い。

ー再エネ普及を積極的に進める地域の取り組みは何か違う？

増原：再エネ普及の計画が着実に進められるケースでは、計画策定の際の検討組織のメンバー構成が重要となる。消費者団体や環境団体といったユーザー側の視点が入ったり、発電設備が設置されることで、低周波や風切り音、光の反射など何らかの影響を受ける住民が計画策定過程に参画したりすることが、自治体における事業化率を高める1つの要因となっていた。紛争の未然回避などの効果があったと思われる。また、事業者が再エネ事業の実施を計画する際には、市町村の役所に情報が入ることが考えられ、それらを活用し自治体が事業者と住民との共存に向けた支援をすることが政策主体としての役割になる。エネルギー条例を策定した長野県飯田市では、再エネ事業を進める際に市への届け出を求め、学識者などで構成する委員会により事業者が審査される。その結果、市も責任を持って支援できるスキームが構築できた際は、信用金庫と共同での融資による協力を行っている。進出事業者も、市のバックアップを受けることで信用が得られ、金融機関からの資



増原直樹(ますはら なおき)

1974年生まれ。1997年大阪大学工学部卒業、2000年早稲田大学大学院政治学研究所自治行政専攻修士課程修了、2007年同大学院政治学研究所自治行政専攻博士後期課程単位取得退。環境自治体会議事務局員、環境自治体会議環境政策研究所研究員、法政大学地域研究センター客員研究員、環境自治体会議環境政策研究所副所長、環境自治体会議事務局次長を経て、現在は総合地球環境学研究所の「アジア環太平洋地域の人間環境安全保障プロジェクト」研究員。専攻分野は行政学、地方自治論、環境エネルギー政策論、市民参加論。2012年環境科学会奨励賞受賞。

金調達の際の強みになる。委員会に参加している信金がアドバイスを行い、市の中で協議を進める段階から、地域団体と連携を取りながら事業を進めることを求めている。

こうした条例は住民の代表である議員が議論し、住民の総意として策定されるため、形式としては再エネ導入を進める上でのバックボーンとなる。首長が選挙で代わる場合も条例は他の計画などに比べて変更されるリスクは少ない。ただ全国の地域で一律に条例を導入してもうまくいくとは限らず、地域の特性や歴史、条件を想定した条例が必要だ。

ー自治体が再エネ事業を進める上で不足しているものは？

増原：再生可能エネルギーについて深く理解している人材が役所の中ではかなり少ない。企業局の担当者も基本的には専門職で、企業の支援窓口などの担当に異動するケースはあまり存在せず、政策主体を中心に担うべき部署で再エネの技術面も含む特性を理解しているスタッフはきわめて少ないといえる。また、広く浅く行政全般の知識を持つゼネラリストを育てるという目的から、2~3年で担当者が変わってしまうリスクは常に指摘される。エネルギー政策については今まで国が中心に担ってきたため、自治体で対応できないことは仕方ない面もあり、職員向けに基礎知識も含め研修の機会が必要になる。再エネや環境分野の専門職の人材は一定期間異動させないという試行があってもよい。一方で、ほかの自治体の事例収集など、他地域との情報交換の面で自治体職員は非常に強みも持つ。

ー20年間に渡る事業者への設備貸与など、長期の発電事業で自治体が新たなリスクを抱えることも懸念されるが？

増原：自治体自ら事業を手掛けるケースに加えて、土地貸し屋根貸しでも失敗するケースはみられる。例えば、太陽光発電向けに貸し出せる案件の事業者公募にこぎ着けたが、精査が不十分で、建物の強度が十分でなかったり立地が悪く採算性が見込めないと

いった事態があった。あるいは、そもそも公募への反応がないこともあり、広報不足を克服していくプロモーションも必要になる。こうした自治体のマネジメント意識の欠落も残念ながら現状では避けられない。

ただ、事業者側からみれば、20年間にわたって土地や屋根を貸し出す側の自治体が逃げたり倒産したりしないという意味で、リスクは少ない。固定価格買取制度は地域の公共施設が従来の役割に加え、再エネ普及のための拠点になることへ気づく機会であり、今後の新たなファシリティー・マネジメントのあり方を検討する上でのきっかけにもなることで、次の段階へ向かうためのチャンスであるとも言える。

ー企業に求められるものは？

増原：重要な項目の1つは情報。再エネ技術や国内外の発電事業に関する動向に関する情報は可能な限り、自治体とも共有することが望ましい。それが地域との信頼関係につながる。また、立地周辺の住民とも情報の共有の努力を続けるべきで、自主的に情報を共有する努力をすれば反発などの問題は起きづらいのではないかと。過去の公害問題と同様に、自主的に情報を出していけば事業を規制するようなネガティブ条例にもつながらず、互いのコスト削減にもなる。進出企業と住民がどう共存するかについて企業も様々なノウハウを持っているはずだ。

ー電力自由化で自治体は電力とどうつきあうことになる？

増原：現在の10大電力事業者に統一される前の第二次大戦直前の全国の電力事業者数は700を超え、小水力など小規模の発電設備が地域内に存在し、自立してエネルギーを地域内で供給していたケースが多くあった。電力自由化の結果、第二次大戦前に見られた小規模グリッドによる分散型の電力供給システムが普及することは一つの方向

として考えられる。自治体やみくもに再エネ事業を進めるよりは、過去に発電が行われていた場所であれば、利害調整面も含めて事業をスムーズに行いやすい。また、人口が少なくなる小さな村でもこうした発電所で電力を自給できれば、ある程度の規模でその地域が存続できる可能性もある。設備のリプレースの場合でも住民との日頃のコミュニケーションは欠かせない。自由化の際は自治体も電力供給の担い手となりうる。こうした状況は事業者との競争を激化させるというのではなく、例えば、送電網を自治体が一般電気事業者から買い取る際に必要な手続きの段階で、協力するコンサルタントといった形でビジネスパートナーとして機能することが考えられる。

自治体が「消費主体」から「政策主体」に発展する経路も考えられるのではないかと。これまで50kW以上の大口需要家については、何年も前から電力調達先を選べるようになっていたが、近年になりやっと自治体も購入先を選択し始めるようになった。今後は自治体が蓄積していく電力メニュー選択ノウハウを、自由化後の中小企業や住民へ提供することが考えられる。すでに都内でNPOなどと協力してエネルギー相談窓口を設けた自治体も存在することもあり、政策主体になるほうが事業主体になるよりもハードルが低いといえる。今後、その地域のエネルギーをどこから賄うかというのは自治体にとって非常に大事な政策課題になる。電力設備を持つ企業も立地周辺住民と情報を共有していくことが必要で、例えば、ダムやメガソーラーの近くでは、災害時でもそのサイトで発電される電力を使えるように保証するという形で、地域住民と事業者が共存する姿を描く必要がある。